

福利厚生カード利用規約（個人向け）

この規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社シャトク（以下「当社」といいます。）の提供する福利厚生サービスに伴い提供する当社の発行する福利厚生カード（第1条第1項第2号にて定義します。）のご利用にあたり、当社と会員の皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスをご利用になられる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。なお、福利厚生カードについては、本規約だけでなく、福利厚生サービス利用規約（個人向け）（以下「基本規約」といいます。）が適用され、本規約と基本規約との内容が矛盾・抵触する場合には、本規約を優先し、本規約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第1条（定義）

1. 本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本契約」とは、本規約に基づく契約のことをいいます。
 - (2) 「福利厚生カード」とは、当社が福利厚生サービスに伴い、会員に対し発行するクレジットカードのことをいいます。
 - (3) 「カード加盟店」とは、当社との契約に基づき会員がカードを利用することができる、当社の指定する店舗・施設・売場等をいいます。
 - (4) 「本カード」とは、本規約に基づいて本会員に対して発行する福利厚生カードのことをいいます。
 - (5) 「家族カード」とは、本規約に基づいて家族会員に対して発行する福利厚生カードのことをいいます。
 - (6) 「カード」とは、本カードと家族カードをあわせたものをいいます。
 - (7) 「本会員」とは、当社との間で福利厚生カードに係る契約（以下「サービス利用契約」といいます。）を締結している法人又は個人の従業員のうち、当社が、カード利用を承諾した方をいいます。
 - (8) 「家族会員」とは、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方をいいます。
 - (9) 「会員」とは、本会員と家族会員をあわせたものをいいます。
 - (10) 「カード情報」とは、カードの券面に印字されている会員の氏名及びカード番号等をいいます。
 - (11) 1回払い（支払回数・1回）とは、商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。
2. 本規約において定義されていない用語は、基本規約に定める意味を有するものとします。

第2条（カードの発行）

1. 本規約を承認してカード利用の申込みをされた方であって、本会員に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
2. 当社は、家族会員に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

第3条（カードの貸与）

1. カードの券面には、カード情報が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。
2. カード及びカード情報は、会員本人に限って利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、譲渡、又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることもできません。第8条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）第1項その他の場合におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は、本会員の負担とします。
3. 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。
4. 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第4条（有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が定めます。
2. 第1項の有効期限までに特に本会員からのお申出がなく、当社が引き続き会員として認めた方にカードを更新いたします。

第5条（暗証番号）

1. 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員が本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
3. 会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

第6条（カードの利用枠）

1. カードの利用枠は、各本会員につき、本会員及び家族会員のカードの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、当社が所定の方法により定めるものとします。
2. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
3. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - （1）カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - （2）会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
 - （3）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合

4. 本条に定める利用枠は、当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。

第7条（カードのご利用）

1. 会員は、カード加盟店でカードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。なお、会員は、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続いただくことを予め承認いただきます。
2. 当社が認めるカード加盟店又は商品等については、第1項に定める暗証番号の入力若しくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。
3. カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、カード加盟店が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限させていただく場合があります。

第8条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）

1. 本会員は、インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」といいます）との取引（以下「サービス契約」といいます）に係る継続的サービス利用代金の支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、本会員の負担となること及び当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払いを行うことを承認の上、第9条（弁済金等の支払方法等）により当社へ支払うものとします。
2. 本会員は、カードでの継続的な支払を中止する場合には、カード解約の有無にかかわらず、その旨を継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出をし、承諾を得るものとします。
3. 会員は、カード情報が変更された場合、継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出るものとします。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。
4. 会員又はカード解約された元会員（以下「会員等」といいます。）が第2項の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、会員等に対して当該利用代金を請求できるものとします。
5. カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は、継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払を中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は、責任を負いません。なお、会員等は、当該サービス契約の継続を希望する場合、直接継続的サービス事業提供者との間で手続を行うものとします。
6. 会員は、各サービス契約申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。

第9条（支払方法等）

1. 商品等の購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。
 - ① 商品等の購入代金の支払は、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。
 - ② 支払金額は商品購入代金を毎月 15 日（以下「利用締切日」といいます。）に締め切り、当月 15 日（以下「利用算定日」といいます。）に算定した額とし、当月 26 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」といいます。）にお支払いただきます。
 - ③ 事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。
2. 会員は、カードの利用にあたっては、1 回払いのみでの利用となります。
3. 第 1 項の商品等の購入代金の支払金額は予め利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。本会員から商品等の購入代金に関する利用内容、残高その他利用明細書に記載の内容について当該通知受取り後 20 日以内に当社に対して特にお申出のない場合、本会員は当該内容について承認したものとみなします。

第 10 条（遅延損害金）

1. 会員は、商品等の購入代金の支払を遅滞した場合、当該金額に対してお支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6 % で計算した遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員は、第 18 条（期限の利益喪失）に該当した場合、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、残債務の全額に対し年 14.6 % の割合により計算した遅延損害金を支払うものとします。

第 11 条（商品の所有権）

会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第 12 条（見本、カタログ等と現物の相違）

会員は、見本、カタログ等により商品等を購入した場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、利用カード加盟店に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

第 13 条（支払額の充当方法）

当社は、本会員の支払った金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、当社は、そのお支払が、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

第 14 条（カードの紛失、盗難等）

1. カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という。）、会員は、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面を提出の上、所轄の警察署へ届け出るものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際、会員は、これに協力するものとします。
2. 第 1 項の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員

の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合には、本会員は、免責されません。

- ① 会員が第3条（カードの貸与）に違反したことによる場合。
- ② ①以外に、会員が本規約に違反した場合。
- ③ 戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。
- ④ 会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。
- ⑤ 第5条（暗証番号）第2項にあたる場合。ただし、第5条第2項ただし書に該当する場合を除きます。
- ⑥ カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。
- ⑦ 第1項に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という。）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により第1項の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第15条（カードの再発行）

当社は、紛失等によりカードが使用不能になった場合、又はカードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員が当社所定の手続を行い当社が認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行費用を負担するものとします。

第16条（お届け事項の変更等）

1. 本会員は、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的等を含みます。）等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続を行うものとします。
2. 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により第1項の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。
3. 当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第17条（本規約の変更等）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のウェブサイト（<https://corporate.shatoku.com/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、予め当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
 - ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ウェブサイト（<https://corporate.shatoku.com/>）において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものと

ます。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとしします。

第18条（期限の利益喪失）

1. 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとしします。
 - ① お支払が遅れ、当社が20日以上相当な期間を設けて支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払がなかったとき。
 - ② お支払が完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。
 - ③ 第1号以外のお支払が1回でも遅れたとき。
 - ④ 自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
 - ⑤ 差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
 - ⑥ 本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。
 - ⑦ カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
2. 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとしします。
 - ① 第1項第1号から第3号及び第7号を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
 - ② 本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。
 - ③ 会員が、第20条（その他承諾事項）第4項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第19条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。

第20条（その他承諾事項等）

1. 会員は、以下の事項を予め承認いたします。
 - ① 第10条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。
 - ② 本会員のカードについて第9第1項1号の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。
 - ③ カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

- ④ 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」といいます。）を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。
- 2. 会員は、以下の義務を負うことを承認します。
 - ① 第9条第3項に定める利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員は当社所定の発行費用を負担すること。ただし、利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。
 - ② 本会員の都合により第9条（支払方法等）以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員が負担すること。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。
 - ③ 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼に協力し、また当社の求めに応じてカードを提出すること。
 - ④ 与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告するとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出すること。
 - ⑤ 第1項2号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等を提出すること。
- 3. 当社は、以下の各号の行為を行うことができます。
 - ① 当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。
 - ② 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合に、会員に事前に通知することなく、商品等の購入の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。
 - ③ 前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続をとること。
 - ④ 与信及び与信後の管理、商品等の購入代金の支払状況の確認及び管理のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む。）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。
 - ⑤ 当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。
- 4. 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

5. 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項1号又は2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をすることがあります。

第21条（会員資格の喪失等）

1. 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、本会員は、これに応じるものとします。
 - ① 第9条（支払方法等）第1項1号の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書を提出しないとき、又は前条第2項5号の場合に預金口座振替依頼書等を提出しないとき。
 - ② 第18条（期限の利益喪失）第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - ③ カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないうとき。
 - ④ 個人信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑤ 第16条（お届け事項の変更等）第1項に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。
 - ⑥ 換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。
 - ⑦ 当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。
 - ⑧ 本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。
 - ⑨ 本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。
2. 第1項の処置は、カード加盟店、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行います。
3. 会員のご都合でカードを解約される場合は、当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断の上破棄していただきます。
4. 会員は、サービス利用契約が終了した場合には、会員資格を喪失します。
5. 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。
6. 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。
7. 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。

第22条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外（日本国外のウェブサイト等を含みます。）でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

- ① 商品等の購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお商品等の購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率

を加えたレートを適用します。

- ② 商品等の購入代金及び融資金の支払方法は1回払いといたします。
- ③ 本規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。
- ④ 当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止又は停止することができます。
- ⑤ 商品等の購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

2025 年 4 月 10 日 制定